## 平成24年度 川崎市障害者自立支援法指定事業者集団指導 次第 【CH・GH】

場所:中原区役所 5階 501·502会議室 日時: 平成25年1月17日(木)10:00~

- 1. あいさつ
- 2. 相談支援事業の再編について
- 3. 説明
  - 1. 指導・監査について
  - 2. 運営
    - I. サービス実施上の留意事項について
    - Ⅱ. 指定事業所に変更があった場合の届出について
    - Ⅲ. サービス費用の請求について
  - 3. 給付の算定方法
    - ○全国標準システム
    - ○かながわシステム
  - 4. 障害者総合支援法について
  - 5. 平成25年度について
- 4. 虐待防止法の施行について
- 5. おわりのあいさつ

## 計画相談支援及び 障害者相談支援事業の再編について

平成25年1月16日·17日 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

# 1. 計画相談支援について (国の施策)

#### 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの 間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

(1)	趣旨 公布日施行	)	
	障がい者制度改革推進本部等におけ 地域生活支援のための法改正であるこ		施策を見直すまでの間における障害者等の
2	利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で	定める日(平成24年4月1日)から施行
	利用者負担について、応能負担を原障害福祉サービスと補装具の利用者		
	障害者の範囲の見直し	公布日施行	
	発達障害が障害者自立支援法の対象	unic Service and Company	
4	相談支援の充実	平成24年4月1日施行	
-		幹相談支援センターを設置、「自立支援協議 操・地域定着支援の個別給付化	<b>通会」を法律上位置付け、</b>
-			等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
5	障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	).
=		5.1 [전기다] [1. [2. ] 이 아니라 (1. ] [2. ] (1.	立支援法で対応するよう見直し。 れることのないようにする。
6	地域における自立した生活の	ための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日)から施行
ħ	ı	「障害者」の相談支	援体系
时付け	現行	「障害者」の相談支	援体系(見直し後)
町村による	市町村/指定相談支援事業	者に委託可	
町村による相談支援	現行	者に委託可	<b>見直し後</b> 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談
町村による相談支援事	市町村/指定相談支援事業	者に委託可	見直し後 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可
町村による相談支援事業	市町村/指定相談支援事業	(交付税)	見直し後 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可
町村による相談支援事業	現行     市町村/指定相談支援事業     ○障害者・障害児等からの相談     指定相談支援事業:     ※事業者指定は影道府県知事が行う。     ○指定相談支援(個別給付)     ・サービス利用計画の作成	(交付税)	見直し後  市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可  ○障害者・障害児等からの相談(交付税)  指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は市町村長が行う。  ○計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援
町村による相談支援事業」「サービス等利用計	現行 市町村/指定相談支援事業  ○障害者・障害児等からの相談  指定相談支援事業  ※事業者指定は最適府県知事が行う。  ○指定相談支援(個別給付)	者に委託可 (交付税)	見直し後 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可 ○障害者・障害児等からの相談(交付税)  指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は市町村長が行う。 ○計画相談支援(個別給付) ・支給決定の参考
町村による相談支援事業』  「サービス等利用計	現行     市町村/指定相談支援事業     ○障害者・障害児等からの相談     指定相談支援事業     ※事業者指定は無違府県知事が行う。     〇指定相談支援(個別給付)     ・サービス利用計画の作成     ・モニタリング	者に委託可 (交付税)	見直し後 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可 ○障害者・障害児等からの相談(交付税)  指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は市町村長が行う。 ○計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ・継続サービス利用支援
町村による相談支援事業  「サービス等利用計画」	現行     市町村/指定相談支援事業     ○障害者・障害児等からの相談     指定相談支援事業     ※事業者指定は無違府県知事が行う。     〇指定相談支援(個別給付)     ・サービス利用計画の作成     ・モニタリング	者に委託可 (交付税)	見直し後 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可 ○障害者・障害児等からの相談(交付税)  指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は市町村長が行う。 ○計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ・対象を拡大
「市町村による相談支援事業」 「サービス等利用計画」 「地域移行支援	現行     市町村/指定相談支援事業     ○障害者・障害児等からの相談     指定相談支援事業     ※事業者指定は無違府県知事が行う。     〇指定相談支援(個別給付)     ・サービス利用計画の作成     ・モニタリング	者に委託可 (交付税)	見直し後 市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可 ○障害者・障害児等からの相談(交付税)  指定特定相談支援事業者(計画作成担当) ※事業者指定は市町村長が行う。 ○計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ・対象を拡大

※ 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業(交付税措置)に係る役割は、これまでと変更がないことに留意。

心域定着支援

〇居住サポート事業(補助金)

(市町村/指定相談支援事業者等に委託可)

行支援·入居支援等)

・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

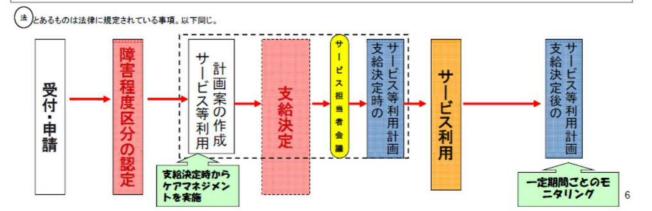
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

## 川崎市における計画相談支援の対象者拡大スケジュール

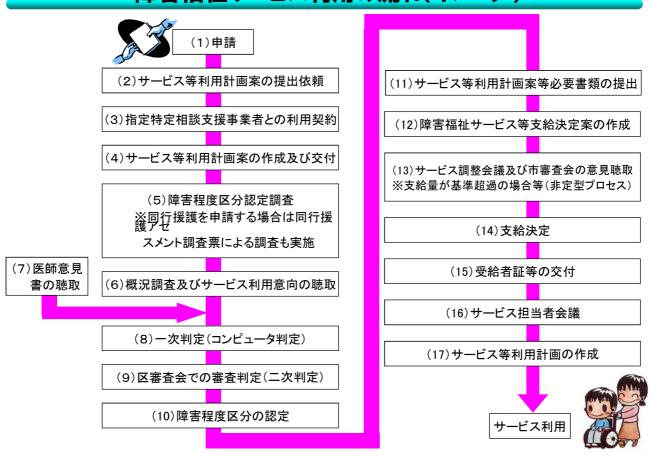
拡大時期	対象者
平成24年4月	①平成24年3月時点において、サービス利用計画作成費の支給決定を受けていた者 ②平成24年3月以前のサービス利用計画作成費の対象要件に該当する者 ③全ての地域相談支援利用者(ただし、平成24年3月時点において精神障害者地域 移行・地域定着支援事業、住居入居等支援事業又は川崎市地域移行支援事業を利 用していた者を除く)
平成24年7月	①全てのサービス利用者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を希望する者 ②現に指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画(従前のサービス「利用計画書 I・II」を含む)を作成している者
平成25年4月	①全ての訪問系サービス利用者 ②全ての通所系サービス利用者 ③全ての共同生活援助・共同生活介護利用者
平成26年4月	①全ての施設入所支援·療養介護利用者 ②全ての短期入所利用者

## 支給決定プロセスの見直し等

- (\*) 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
  - \* 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
  - \* サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- (\*\*) 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング) について、計画相談支援給付費を支給する。
- (\*\*) 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
  - \* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス 等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



## 障害福祉サービス利用の流れ(イメージ)



## モニタリングの標準期間のイメージ

当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定 されることに留意。 5月1日に新規に利用開始する場合の例 11月1日 9月 支給決定の有効期間 4月 5月 6月 7月 8月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 が1年の場合 在宅サービスの利用者 5月日 6月日 9月日 7月日 8月日 10月日 11月日 12月目 障害福祉サー ビスの利用者 6月日 12月日 支 毎月又は6月 1月日 2月日 3月日 地域定舊支援 に1回実施 給 の利用者 入所サービスの利用者 (障害児を除く) 決 支援の利用者 12月日 定 支給決定の有効期間の終期 1年に1回実施 月に、モニタリングを実施。 新 その結果、支給決定の更新 等が必要な場合は、サービス 等利用計画案の作成等を併せ この場合、計画作成費のみ 支給決定の有効期間 支給する。 が6ヶ月の場合 地域移行支 援の利用者 13

#### サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な サービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、 当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

#### 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) 障害福祉サービスに加え、保健 障害者の心身の状況 ・生活に対する意向 医療サービス、その他の福祉 サービス等利用計 その置かれている環境 サービスや地域住民の自発的活 ・総合的な援助の方針 セスメント ・日常生活の状況 動なども計画に位置づけるよう努 ・解決すべき課題 しめる。 ・現に受けているサービス ・サービスの目的(長期・短期) ・サービス利用の意向 ・その達成時期 ・支援する上で解決すべ 複数サービスに共通 サービスの種類・内容・量 き課題 ・サービス提供の留意事項 の支援目標、複数 ・その他 サービスの役割分担、 利用者の環境調整等、 総合的な支援計画を サービス事業者 作る。 サービス事業者 サービス等利用計画を受けて、 ・置かれている環境 別 セスメント ・日常生活の状況 自らの障害福祉サービス事業 方援計 利用者の希望する生活 所の中での取組について具体 ·課題 的に掘り下げて計画を作成する ・その他

よう努める。

画

## 2. 障害者相談支援事業の再編について (川崎市独自の施策)

## 川崎市の相談支援事業所(平成25年1月1日現在)

## 指定特定相談支援事業所 48か所

一般相談支援事業所 39か所 障害児相談支援事業所 11か所

障害者生活支援センター 35か所

(直営1か所、委託32か所、指定管理2か所)

地域療育センター 4ヶ所 (直営2ヶ所、指定管理1ヶ所、民営1か所)

## 「障害者生活支援センター」で実施している事業(平成24年度)

地域型生活支援センター

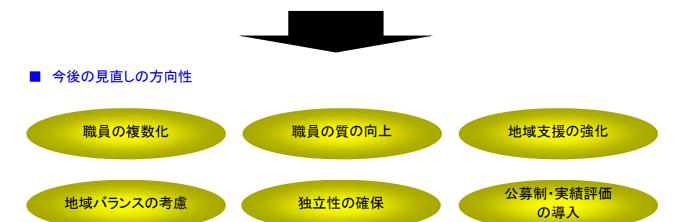
- •日常的個別支援•相談
- •日常生活の自立支援
- ・福祉サービスの利用援助
- 関係機関との連絡調整
- •障害程度区分認定調查
- ・地域の相談支援従事者のネットワーク構築
- ・地域の相談支援事業者への指導・助言
- 自立支援協議会の運営
- ・権利擁護のための活動

基幹型生活支援センター

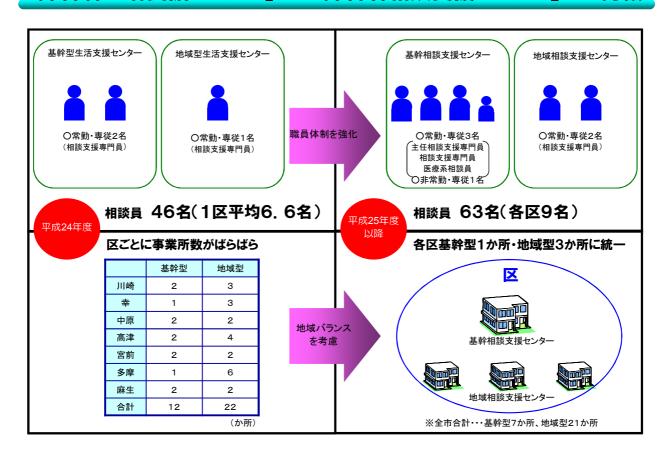
## 現在の障害者生活支援センターの課題と今後の見直しの方向性

#### ■ 現在の障害者生活支援センターの課題

- ・ 地域型は1人体制であるため、相談し合える同僚がいない、ニーズの掘り起こし・地域づくり等のアウトリーチが行いづらい。
- ・ 地域型をバックアップするはずの基幹型が、位置付けや役割が明確でなく、高度な専門性や経験を有する職員が配置されていないこともあって、地域型と同じような役割しか果たせていない。
- ・ 相談支援専門員によっては、当面のサービスの利用調整しかできず、本来のケアマネジメントが実践できていない。また、そもそも介護支援専門員のような体系的な研修システムが存在せず、ケアマネジメント技術向上の機会が少ない。
- ・ 大多数の生活支援センターが施設に併設されているため、施設業務も手伝ってしまう実態があり、相談支援業務に専念しづらい環境になっている。
- 生活支援センターの数は区によって差が大きく、地域バランスが悪い。



## 「障害者生活支援センター」から「障害者相談支援センター」への再編



## 「障害者相談支援センター」で実施する事業(平成25年度~)

## 障害者相談支援センター

## 障害者相談支援事業

障害のある方からのあらゆる相談に応じ、情報提供や助言、虐待の防止・早期 発見等を行います。

川崎市からの委託 事業

指定特定相談支援事 障害福祉サービス等の利用を 支援します。

指定障害児相談支援事業 障害児通所支援の利用を支援します。

#### 指定一般相談支援事業

- ●入所施設・精神科病院等からの地域移行を支援します。
- ●地域で暮らしている方に対して、緊急時に駆けつけます。

個別給付事業 (1件ごとに報酬 が入ります。)

## 「障害者相談支援センター」になって変わること

- ●通所施設や入所施設からは独立して事業所を設置します。
  - ⇒今までよりも気軽に相談に行きやすくなります。
- ●相談員の人数を増やします。
  - ⇒今まで以上に、訪問や同行等による支援を充実していきます。
- ●地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」を設置します。
  - ⇒安心して暮らせる地域づくり、虐待の防止・早期発見、地域の相談支援従事者の質 の向上などに取り組んでいきます。
- ●原則として、お住まいの区の相談支援センターをご利用いただくことになります。なお、グループホーム・ケアホーム利用者はグループホーム・ケアホームの所在区の相談支援センターを、障害者支援施設(入所施設)利用者は出身区(入所前の居住区)の相談支援センターを、それぞれご利用いただくことになります。
  - ⇒現在生活支援センターを利用されている方については、今後担当する相談支援センターが変わる可能性があります。その場合は、現在担当している生活支援センターが責任を持って新しい相談支援センターに引き継ぎますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 一 目 次 一

1.	指導監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	給付の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6 1 6
4.	障害者総合支援法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
5.	平成25年度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1

#### 1. 指導・監査について

#### ①指導の目的

指定事業者が障害者自立支援法及び関連法令の規定に基づいて支援及び請求を行な えるように、基本的事項の周知徹底をすることで、支援内容の質の確保及び介護給付費 等の支給の適正化を図ることを目的としています。

#### ②運営、請求等に関する基本的な法令

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年 厚生労働省令第171号)

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年 厚生労働省令第172号)

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)

「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年厚生労働省告示第539号)

#### ③指導の実施の方法

•集団指導

市指定事業者等に対して、指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて集団を選定して実施します。

• 実地指導

市指定事業者等のうち、前年度において、実地指導を実施していない指定障害者支援施設設置者等を対象に実施します。

市指定事業者等のうち、前年度及び前々年度において、実地指導を実施していない指 定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者 等を対象に実施します。

#### ④監査の実施

監査は、市指定事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について障害者自立 支援法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑 いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しく は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ措置を取る ことを主眼としています。

#### 2. 運営

#### I. サービス実施上の留意事項について

#### ①サービス利用に係る支給申請手続きの援助

サービスを利用している受給者の受給者証の内容を把握し、必要に応じて更新手続き や変更申請の案内をして下さい。申請が発生する場合については、認定期間や支給期間 が終了間際であったり、利用者の負担階層の変更(生活保護の開始や世帯の変更等)等 です。

#### ②事故発生時の事務処理

サービス利用者がサービス利用中に事故及び事件が発生し場合には、神奈川県と川崎市、サービス決定機関(各区役所等)電話にてご連絡の上、「事故報告書」の提出をして下さい。事故報告書については、個人情報を含むものとなりますので、必ず郵送にてご提出ください。

#### ③苦情申し立てについて

法人内で苦情相談窓口及び解決責任者を設けると共に、外部相談機関を設定し、それ ぞれ重要事項説明書に記載してください。また、第三者委員を設置することがより望ま しいです。

#### ④虐待について

別添、「みんなで防ごう!障害者虐待」を参照してください。

#### ⑤サービス提供事業者としての掲示について

以下の書類については、サービス利用者に重要事項説明書で説明し手渡す以外に見や すいところに掲示もしくは簡単に閲覧できる状態にしておくことが必要です。

- 指定書
- サービスの概要
- ・サービスの提供日時及び勤務体制
- 協力医療機関
- 利用料金
- 苦情相談窓口
- ・その他、サービス利用者のサービス利用選択に関する重要事項

#### ⑥利用者の支援について

i 個別支援計画の作成について

グループホーム等利用者が地域で自立した生活を送る上で、サービス管理責任者は適切な支援を行うため、個別支援計画を作成する必要があります。

- ・ホームの利用にあたり、適切なアセスメントを行ない、個別支援計画を作成してく ださい。
- ・個別支援計画作成にあたって、ホームの世話人、生活支援員等で協議をして支援を 決定してください。
- ・個別支援計画作成・実施にあたって、利用者の意見を反映させ、合意を得てくださ

い。

- ・個別支援計画作成後に、支援の実施上の把握を適宜行い、6ヶ月に1度以上計画の 見直しをして下さい。最長6ヶ月ですので、区分の変更や生活に変化があった場合 は適宜未内を行なってください。
- ・上記の支援の経緯が確認できるよう、記録の整備をしてください。

#### ii 金銭管理の取り扱い

利用者の金品、預金通帳、印鑑等を事業者及び事業所関係者が預かる場合には、以下納要件を整えてください。

- ・金銭管理の取り扱いに関する内部規約を整備してください。また、内部規定の中で、 同規程を実施するのに必要な組織体制、各職員の事務と権限について取り決めてく ださい。
- ・利用者との預かり依頼書(契約書や保管依頼書)、個人別出納台帳等の必要な書類を整えてください。
- ・責任者及び補助者を取り決め、印鑑津通帳が別々に保管・管理されていること。
- ・適切な管理が行なわれていることの確認が複数のもにより常に行なえる体制で出納事務を行なっていること。
- ・預かり金の払出し時は、利用者から払い出し依頼票及び受領証を徴収していること。また、利用者から受領印を弔することが困難な場合には、複数職員立会いの下、 授受がなされていること。
- ・預かり金の支出残高を定期的に利用者、必要に応じて家族等に報告していること。 iii利用者から徴収できる金銭

利用者から徴収できる金銭の範囲は、以下のとおりです。いずれも、費用の内容や内訳を重要事項説明書等で明らかにし、利用契約や内容の変更の際に利用者に説明し、同意を得ると共に、ホームの見えやすい場所に掲示してください。

また、それ俺の金銭は、実費または実費相当分の徴収となります。

- 家賃
- ・食材費 ※

※ 実費精算を行なってください!

- ・光熱水費 ※
- ・日用品費 ※
- ・その他利用者に負担させることが適当と認めあれるもの

体験利用についても同様に利用契約や重要事項説明書等で明らかにし、利用者への説明を行ない、同意を得てください。

#### Ⅱ. 指定事業所に変更があった場合の届出について

#### ①変更届

運営法人や事業所の名称・所在地・代表者・管理者・サービス管理責任者等に変更が あった場合は、変更の日から10日以内に変更届を提出してください。また、提出の際 には変更内容が確認できる書類を添付してください。

変更の内容が給付に関わるような届出(住居の増減や利用定員の変更、支援体制の変更)については、事前に担当者宛にご相談ください。

#### ②休止・廃止・再開届

事業所の休止・廃止・再開を行なう届出が必要です。廃止・休止については廃止・休止する日の1  $\tau$ 月前までに、再開のついては再開する日から1 0 日以内にそれぞれの届出を行なってください。

#### ③介護給費等の算定に係る体制届について

新たに加算を算定する場合、加算のないように変更がある場合、加算の算定を終了する場合は変更届とともに、体制等に関する届出書を提出してください。毎月15日まで(土日祝に係る場合は前日の開庁日)に届出がされたものについては、翌月1日から適用となります。ただし、加算の算定終了や下位への変更の場合は、16日以降の届出であっても、翌月からの適用となります。

#### Ⅲサービス費用の請求について

#### ①全国標準システム・かながわシステムの事務スケジュールについて

毎月の詳しい日にちについては、前月末にかながわシステムに掲示されますので、ご 確認ください。

日にち	全国標準システム(本体報酬)	かながわシステム(市単独加算)				
1 日	請求期	間開始				
	・5~8日の仮点検による処理結果票にて請求	・請求翌日には受理状況の確認が出来るた				
	内容の確認をして下さい。	め、請求内容の確認をして下さい。				
	「※」がついているものは警告ですので請求					
	通り支払いがなされますが、内容に誤りがあ					
	る場合は修正を要します。					
	・請求は上書きとはならないので、引き戻し	・請求は上書きされるため、最後に提出した				
	をせず請求すると重複請求となり、後から出	データが反映されます。(通常のデータ送信				
	した請求がエラーとなります。(請求後、区	後、忘れた1件分を請求すると、その1件の				
	分を誤っていたので引き戻しをせず区分を	みの支払いとなります)				
	変えて請求すると後から出した正しい請求					
	は重複請求でエラーとなり、最初に請求した					
	金額で支払われます)					

3 目	過誤申立書の締め切り 土	日祝の場合は、翌開庁日迄							
	過誤申立書を障害計画課までFAXにて提出してください。								
	・かながわシステムにて市単独加算を併せて								
	請求している場合には併せて過誤となりま								
	すので、再請求をして下さい。								
10日	請求期	間終了							
	24時まで	17時まで							
11日	点検・市町村審査機関								
	25日頃までの期間で請求に誤りがあり	)、請求の取下げを行なう場合は過誤申							
	立書にて連絡(否決の場合はサービス費	費は支払われません)							
15日	前月審査	至分支払							
月末	当月審査分の支	払決定額通知書							
	ッツラン 大払	決定額内訳書							
	処理結果票	等							
	エラーコードはアルファベット2文字+数字	エラーコードは数字4桁							
	2桁(主に EG○○・PP○○等)	・請求時にエラーが出ていない場合でも、全							
		国標準システムとの突合せでエラーとなる							
		場合があります。(全国標準システムがエラ							
		ーになった、全国標準システム 区分3・市							
		単単独加算 区分2で請求等)							

## ②請求のエラーコードについて

請求エラーの多いものとなります。

代表的なエラーコードについて(エラー件数の多い順に標記)

	エラーコード	標記	エラー内容
	EG13	該当サービスが支給決定有効期	請求システムの受給者情報と受給者証の支給
	EGIS	間外の受給者です。	決定期間が違うため、受給者証の内容を確認。
全		基本情報が重複しています。	二重請求が原因。過誤申立書を期間内に行なっ
国	E D 0 1		ていれば、仮点検時に表示されても無視してよ
			V <sub>o</sub>
標		基本情報が重複しています。	1データ内に同一の請求情報が二重に登録さ
準	F.C.O.1		れています。最初に登録されたデータが有効と
シ	E C 0 1		なるため、後データを友好とするには、過誤申
ス			立・返戻を行なう。
テ	PP19	実績記録票に該当するサービス	提供実績記録票の書式の誤り、または明細書の
	PP19	が明細書にありません。	エラー。
ム	E C O 2	受給者台帳に該当する支給決定	受給者証記載のサービスの決定サービスコー
	EG 0 3	が存在しません。	ドでないため、受給者証を再確認。
	EG12	利用者負担上限月額有効期間外	受給者証未更新の可能性が高い。当課、または
	EG12	の受給者です。	区役所へ発行状況を確認。

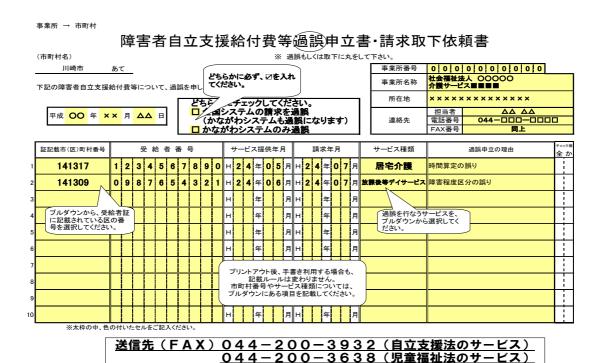
		受給者台帳に該当の受給者情報	受給査証番号、市町村番号の誤り、または発行
	EG02	が存在しません。	遅れの可能性が高い。また、転居による番号変
			更等が考えられるため、当課または区役所へ確
			記。
		補足給付対象外の受給者です。	特定障害者特別給付費(10,000円の家賃
	S Z 7 6		助成) の決定がなされていないか認定遅れの可
			能性が高い。
		補足給付有効期間外の受給者で	特定障害者特別給付費(10,000円の家賃
	S Z 7 7	す。	助成)の認定期間が切れている可能性が高い。
			当課または区役所へ確認。
		特定障害者特別給付費・給付費請	他事業所にて体験宿泊等のサービスを受けて
	S Z 7 8	求額の合計が上限額を超過。	いる可能性が高いため、受給者サービス手帳等
	5276		を確認。また、基本情報登録時に10,000
			円を下回る額にて入力している場合もある。
	エラーコード	標記	エラー内容
		無迷、マニンの甘土川 パッキ	A
		標準システムの基本サービス請	全国標準システムの請求がエラー、市区町村番
	9596	標準システムの基本サービス請求が存在しません。	全国標準システムの請求がエラー、市区町村番 号の相違等で発生するため、確認を行い次月請
	9596		
カュ			号の相違等で発生するため、確認を行い次月請
かな	9596	求が存在しません。	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。
		求が存在しません。	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、ま
なが	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。
ながわ		求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。 全国標準システムで請求している障害程度区
ながわシ	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。 全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分
ながわ	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。 全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分の相違が考えられるため、受給者証、それぞれ
ながわシ	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程 度区分が存在しません。	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。 全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分の相違が考えられるため、受給者証、それぞれの請求区分、コード等を見直す。
ながわシス	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程 度区分が存在しません。 受給者番号・事業所番号・サービ	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。 契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。 全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分の相違が考えられるため、受給者証、それぞれの請求区分、コード等を見直す。 過誤申立をせず再請求した場合や、提供月を更
ながわシステ	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程 度区分が存在しません。 受給者番号・事業所番号・サービ ス提供年月が同一の請求履歴が	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。  契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。  全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分の相違が考えられるため、受給者証、それぞれの請求区分、コード等を見直す。  過誤申立をせず再請求した場合や、提供月を更新していなかった場合に発生。過誤申立書を提
ながわシステ	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程 度区分が存在しません。 受給者番号・事業所番号・サービ ス提供年月が同一の請求履歴が	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。  契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。  全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分の相違が考えられるため、受給者証、それぞれの請求区分、コード等を見直す。 過誤申立をせず再請求した場合や、提供月を更新していなかった場合に発生。過誤申立書を提出していても、当課にて取消しが間に合ってい
ながわシステ	9534	求が存在しません。 契約情報が登録されていません。 標準システムへの同一の障害程 度区分が存在しません。 受給者番号・事業所番号・サービ ス提供年月が同一の請求履歴が あります。	号の相違等で発生するため、確認を行い次月請求。  契約情報の未登録又はエラーによるもので、まずは契約情報の見直しが必要です。  全国標準システムで請求している障害程度区分と、市単独加算で請求している障害程度区分の相違が考えられるため、受給者証、それぞれの請求区分、コード等を見直す。  過誤申立をせず再請求した場合や、提供月を更新していなかった場合に発生。過誤申立書を提出していても、当課にて取消しが間に合っていない場合もあるため、提出時期を確認。

#### ③過誤再請求について

請求内容に誤りがあった場合には、過誤再請求を行なってください。過誤再請求を 行なう場合は、「過誤申立書」をかご再請求する月の3日までです。(3日が土日等の 場合は翌開庁日まで)

かながわシステムは単独で過誤再請求が行なえますが、全国標準システムを過誤 再請求する場合は、同月の市単独加算を請求しているかながわシステムについても再 請求の必要があります。(市単独加算は全国標準システムの請求があって初めて請求 が通るためです。)

過誤申立を行った場合、同月に必ず再請求をしてください。請求を忘れる、エラーとなる等再請求とならないと多額の戻入が発生する場合がありますのでご注意ください。



#### ④実績記録票について

ホーム利用者の実績記録票について、毎月10日迄に(休日の場合は翌開庁日)郵送してください。郵送の際、表に朱書きで「サービス提供実績記録票在中」と記載してください。

(注意) FAXで送信した原本を郵送する必要はありません!

29 日

30

月

合計

2

2

12回

2미

報酬上算定できる可数にかかわら

ず、要件を満たす場合は記載する

(本ケースの場合、6回算定できな

小が記載する)。

_ =	∸成〇	〇年 4 月	分	共同生	活援助	サービス!	是供実績	貞記録!	票			
■旧様式からの変更点									事業所番号 1 1 1 1 1 1 1			
		防災体制加			·			李業	作及び	〇〇事業所		
	【攸間	防災 緊急に	守文 拨体制	可加昇』個	-変史			その事	果肝			
В	ιÆ			支援		利川者						
付	шш	サービス提供の 状況	夜間防災。 緊急時支援 休制加算	入院時支援 特別加算	帰宅時文機 加算	自立生活 支援加算	日中支援 加算	例用名 確認即		備者		
1	□		3			1			医療法	連携体制加算(皿)		
2	月	入院				1						
3	火	入院				l						
4	水	入院				炎• 緊急時 場合、「1」を	支援体制加強を表現	算(I)の!	算定要件を			
5	木	入院		1								
6	金	入院		1		7獎•緊急時 「場合、「2」8	支援体制加 控記載する。	昇(正)の!	界定要作を			
7	±	外泊			夜間は	5災•緊急時	支援体制加	<b>#</b> (1), (	Π)それぞ			
8	田	外泊					たす場合、					
9	月	外泊			※すべ	ドナービス	提供口に限	ō.				
10	火	外泊				l						
11	水	外泊			1							
12	木	外泊										
13	金	外泊	3			1						
14	±		3			1	1					
15	日	入院				1						
16	月	入院→外沿										
17	火	外泊			1							
18	水	外泊一入院										
19	木	入院						-1-1-171				
20	<b>金</b>	入院					73	場合「」で	記載する。	牛を満たす支援を行っ 		
21	±	入院一共同生活住 開作展の一州(1				1				(にかかわらず、要件 援を行った場合) は記		
22	Я	外泊	3			1		ける。				
23	月		1			1	1	7/1				
24	火		1			1	1/					
25	水		1			1	1					
26	木		1			1	1					
27	金		2			1			(			
28	±		2			1				は当該支援を行った Dき2日を超える場合、3		
29	日		2			1				ついて報酬算定される 算定できる回数にかか		
30	月		2			1	1		わらず、要	<b>生を満たす場合は記載</b>		
								$\mathbb{Z}_{1}$	する(本ケー きないが記	-スの場合、6回算定で 載する)。		
	승하 12 <sup>-</sup> 2月 2月 15月 8月											

共同生活介護サービス提供実績記録票 平成〇〇年 4 月分 11111111111 事業所番号 ■旧様式からの変更点 様式変更なし 事業者及び その事業所 〇〇事業所 · 【夜間支援体制加算】欄について、「1」(夜間支援体制加算(I))、 または「2」(夜間支援休制加算(Ⅱ))を記載する。 借考 サービス提供の 夜間支援 入院時支援 帰宅時支援 自立生活 状況 体制力度 特別力度 加算 支援加算 日中支援 1 В 医療連携体制加算(II) 1 2 月 入院 | | 夜間支援体制加算(I)の算定要件を満たす場 □□ 入院の初ヨ:「入院」 合「1」を記載する。 3 入院 火 入院の中日「入院」 夜間支援体制加算(1)の算定要件を満たす場 入院から共同生活住居 4 水 入院 合「2」を記載する。 に戻った日:「入院」 5 木 入院 (居住系共通) ※いずれもサービス提供日に限る。 6 **金** 入院 入院時支援特別加算の算定要件を満たす支援を 7 **±** 外泊 外泊の初日:「外泊」 →行った場合「口を記載する。 外泊の中日「外泊」 ※報酬上算定できる三数にかかわらず、要件を満た 8 П 外泊 外泊から共同生活住居 す場合(実際に支援を行った場合)は記載する。 一 に戻った日:「外泊」 9 月 外泊 二(居住系共通) 10 帰宅時支援加算の算定要件を満たす支援を行った 外泊 場合「1」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、豪件を満た 11 水 外泊 す場合(実際に支援を行った場合)は記載する。 12 木 外泊 入院の初日:「入院」 13 金 外泊 入院から外泊に移行した日:「入院一外泊」 14 土 外泊の中日「外泊」 外泊から入院に移行した日:「外泊一入院」 15 В 入院 入院から共同生活住居に戻った日:「入院」 入院から共同生活住居に戻り同一日において外泊 16 月 入院→外泊 に移行した日:「入院一共同生活住居に戻る一外 17 火 外泊 (居住系共通) 18 水 外泊一入院 入院、外泊等なく通常に 日中支援加算の算定要件を満たす支援を行った 支援を行った日につい 場合「1」を記載する。 19 木 入院 ては、当該权の記載は ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満 20 金 入院 必要ない。 たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。 (居住系共通) 入院一共同生活化 是"生寒无一外泊 21 ± 22 日 外泊 1 居宅における単身等での生活が可 能である見込まれる利用者に対し 23 月 1 1 て、個別支援計画に基づき、単身 24 火 2 報酬算定上は月1 1 1 / 生活等への移行に向けた相談支 援等を行った場合に「1」を記載す 回を限度とするが、 25 水 2 報謝上算定できる る。(180日を販度とする。) 回数にかかわらず、 26 木 2 1 1 要件を満たす場合 は記載する(同一 27 金 2 1 報酬算定上は当該支援を行った日 月内で月2上算定 が1月につき2日を捉える場合、3日 28 ± 2 できないが記載す 1 日以降について報酬算定されるが、

1

1

150

\<sub>2|E</sub>

#### 3. 給付の算定方法

給費の算定にあたっては、世話人配置基準、夜間支援体制、夜間防災・緊急時支援体制、福祉専門職員配置等の体制届等による届出内容と相違ないように留意してください。 相違により警告が出ている場合は請求内容の修正及び速やかに変更届を提出してください。 さい。

#### I. 全国標準システム

・基本報酬・・・利用者が居住しているホームにおいて支援を行った場合に算定します。 世話人・生活支援員の配置及び障害程度区分ごとに単位の設定があります。

例) 共同生活 I 6 ・大・未計画

a b c d

a:共同生活援助については「生活援助」の標記となります。

b:体制を表します。

I (4:1)等、共同生活介護・援助で異なります。

c:障害程度区分を表します。

d:大規模住居やサービス利用計画の未計画等の減算事項を表します。

入院、帰宅等の外泊時は算定できません。(出発日、帰宅日は算定できます)

- ・体験利用・・・ホームの定員や職員体制等基準を満たしている事業者が、体験利用の 支給決定を受けた利用者を受け入れ、体験利用を行なった場合、連続30日以内、年間50日以内で報酬を算定します。
- ・共同生活介護を利用し居宅介護等を利用する場合・・・

あらかじめサービス利用を区に相談した上で、個人単位で居宅介護等の利用をする ことが可能。本体報酬は居宅介護等を利用した日は減算となります。居宅介護等を利 用しない日は基本報酬となります。

※ 平成27年3月31日までの経過措置

- •特定障害者特別給付費・・・市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の利用者の利用契約書等に記載されている家賃に対して、10,000円を限度とし助成を行な うもので、体験利用や家賃額が10,000円を下回る場合は利用者に請求する家賃 額が算定となります。
  - 10,000円は1人あたりの月額上限額であるため、体験利用を経て同月本入居となった場合や複数のホームでの体験利用、ホームの月内転居をした場合等複数請求で10,000円を超えると請求エラーとなります。

支払われた特定障害者特別給付費額は利用者が支払う家賃から減額してください。

#### · 夜間支援体制加算 I • II • · ·

I: 夜間、利用者からの連絡に対応できる体制を取ることとしたうえで、必要な職員を配置する等、夜間に介護等を行なうための勤務体制を確保した事業所が加算の対象とするホームにて、共同生活介護支給決定者が夜間を過ごした場合に算定します。

1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数及び利用者の障害程度区分に応じて加算額が決まります。

例)Aホーム 4人 夜間支援従事者1人  $\rightarrow$  夜間支援対象利用者4人 Bホーム 6人 夜間支援従事者1人  $\rightarrow$  夜間支援対象利用者6人 を算定

例) a ホーム 4人 b ホーム 6人 夜間支援従事者1人で a ホームも夜間見回る →夜間対象利用者8~10人を算定

Ⅱ:夜間および深夜の時間帯を通じて、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出しなどに速やかに対応できるよう、常時連絡体制を運営規程に定めてホーム内の見やすいところに掲示する場合に共同生活介護支給決定者に算定します。

- ※ I・Ⅱは併給できません。
- ※ 外泊や入院した場合は算定できません。

#### ・夜間防火・救急時支援体制加算Ⅰ・Ⅱ・・・

- I:入居者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防火体制を確保しているホームにて、共同生活援助決定者者が夜間を過ごした場合に算定します。この場合防火体制とは、自動火災通報装置等外部に火災を知らせる設備があること等を指し、家庭用の火災報知機は対象ではありません。
- Ⅱ:夜間および深夜の時間帯を通じて、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出しなどに速やかに対応できるよう、常時連絡体制を運営規程に定めてホーム内の見やすいところに掲示する場合に共同生活援助支給決定者に算定します。
  - ※ I・Ⅱは併せて算定可
  - ※ 外泊や入院した場合は算定できません。

#### ・福祉専門職員配置等加算・・・

I:世話人、生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士・ 介護福祉士・精神保健福祉士の割合が4分の1以上である場合。

Ⅱ:世話人、生活支援員の常勤割合が4分の3以上又は、常勤で配置されている職員のうち、3年以上勤務しているものが3割以上である場合。

- ※ この場合の常勤は各事業所が定めた常勤の者が就労する時間就労するものを指し、サービス管理責任者等と兼務の場合は就労時間による常勤換算を行ない算定する)
- ・日中支援加算・・・心身の状況等により、日中の時間帯において介護等の支援を3日以上行った場合に3日目から算定。日中の通所先等(就労や生活介護、地域活動センター等)に通所しているものが対象であるため、通所等していない場合は算定できません。ただし、個人単位で居宅介護利用の決定を受けている場合、対象となる時間帯に居宅介護等の別のサービスを利用した場合、通勤・通所先の営業日でない場合(臨時休業や代休等を含む)は算定できません。
- ・重度障害者支援加算・・・障害程度区分6以上で、重度障害者等包括支援の対象となる利用者が2人以上利用している場合であって、通常の生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定。ただし、該当者が個人単位で居宅介護の決定を受けている場合や、当該事業所に対象者が2名以上いない場合等は算定できません。
- ・自立生活支援加算・・・単身生活が可能と見込まれる利用者に対して、区の承認を受けた共同生活介護・援助計画に基づき、単身生活への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該支援を開始した日から180日を限度として、当該支援を行う利用者について算定。ただし、前年度、前々年度に共同生活介護・援助事業所を退所し、単身生活等へ移行した利用者(以降後6ヶ月以上継続)の数が、当該事業所の利用定員所1/2以上である事業所に限る。

#### 医療連携体制加算・・・

I:医療機関との連携により、看護職員を訪問させ、1:1の看護を行なった場合。

Ⅱ:医療機関との連携により、看護職員を訪問させ、2人以上8人以下の利用者に対し、看護を行なった場合。

Ⅲ:医療機関との連携により、看護職員を訪問させ、介護職員等に喀痰吸引等の指導を行なった場合。

IV: 喀痰吸引等が必要なものに対して、研修を受けた介護職員等が、喀痰吸引等を 行なった場合。

- ・地域生活移行個別支援特別加算・・・別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして市長に届け出た事業者が、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設等を退所等の後3年を経過していないものに対して、必要な相談援助や個別の支援などを子なった場合に3年以内の期間において算定。
- ・通勤者生活支援加算・・・通常の事業所に雇用されている利用者が1/2以上を占めるとして、市長に届け出ており、職場での対人関係の調整や相談・助言等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に算定できます。通常の事業所とは、就労移行支援、就労継続支援A・B型を利用している場合は対象となりません。

#### ・福祉・介護職員処遇改善加算・・・

I:加算額に相当する福祉・介護惻隠の賃金改善を行なっていること等のほか、「キャリアパス要件」及び「定量的要件」を満たす場合。

Ⅱ:福祉・介護職員処遇改善加算 I の算定要件のうち、「キャリアパス要件」又は「定量的要件」を満たす場合。

Ⅲ:福祉・介護職員処遇改善加算市の算定要件のうち、「キャリアパス要件」及び 「定量的要件」のいずれも満たさない場合。

・福祉・介護職員処遇改善特別加算・・・福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。「キャリアパス要件」「定量的要件」は問わず、事務職員等が対象となっても良い。

- ・入院時支援特別加算・・・同一月内は、対象に日が分散していても、その日を合計して該当する単位を算定します。月1回の算定。
  - a. 3~6日:1回以上訪問
  - b. 7日以上:2回以上訪問(1回の場合はbを算定)
    - 例) 3日~6日入院、13~17日入院、18~19日入院、
      - 22~24日入院の場合
        - 3日・・・・・・・・・・本体報酬を請求
        - 4・5日・・・・・・・・本体報酬請求不可(2日間)
        - 6日・・・・・・・・・本体報酬を請求
        - 13日・・・・・・・・・本体報酬を請求
        - 14~16日・・・・・・・本体報酬請求不可(3日間)
        - 17日・・・・・・・・・本体報酬を請求
        - 18・19日・・・・・・・本体報酬を請求
        - 22日・・・・・・・・本体報酬を請求
        - 23日・・・・・・・・・本体報酬請求不可(1日間)
        - 24日・・・・・・・・本体報酬を請求

本体報酬を算定できない日数が6日間であることから、aの単位を算定

- •長期入院時支援特別加算・・・同一月内は、対象の日が分散していても、その日を合計して該当する単位を算定します。月ごとで基本報酬が算定できない日の3日目から算定し、入院が月をまたぐ場合も同様です。(最大連続3ヶ月間算定可能)原則、週1以上訪問。
  - 例) 7月15日から9月25日まで入院
    - 7月15日・・・・・・・本体報酬を算定
      - 16~31日・・・・・本体報酬算定不可(15日間)
    - 8月1~31日・・・・・・本体報酬算定不可(31日間)
    - 9月1~24日・・・・・・本体報酬算定不可(24日間)
      - 25日・・・・・・本体報酬を算定
    - 7月・・・15日-2日=13日算定
    - 8月・・・31日-2日=29日算定
    - 9月・・・24日-2日=22日算定

- ・帰宅時支援特別加算・・・同一月内は、対象に日が分散していても、その日を合計して該当する単位を算定します。月1回の算定。
  - a.  $3\sim6$  日
  - b. 7 目以上
    - 例) 毎週金曜日の夜実家に帰省し、月曜日の夜に帰宅する場合
      - 11月2日(金)帰省・・・・・・・・本体報酬を請求
      - 3・4日(土日)・・・・・・・・・本体報酬請求不可(2日間)
      - 5日(月)帰宅・・・・・・・・本体報酬を請求
      - 9日(金)帰省・・・・・・・・本体報酬を請求
      - 10・11日(土日)・・・・・・・本体報酬請求不可(2日間)
      - 12日(月)帰宅・・・・・・・本体報酬を請求
      - 16日(金)帰省・・・・・・・本体報酬を請求
      - 17・18 (土日)・・・・・・・・・本体報酬請求不可(2日間)
      - 19日(月)帰宅・・・・・・・本体報酬を請求
      - 23日(金)帰省・・・・・・・本体報酬を請求
      - 24・25 (土日)・・・・・・・・本体報酬請求不可(2日間)
      - 26日(月)帰宅・・・・・・・本体報酬を請求
      - 30日(金)帰省・・・・・・・本体報酬を請求

本体報酬を算定できない日数が8日間であることから、bの単位を算定

- •長期帰宅時支援特別加算・・・同一月内は、対象の日が分散していても、その日を合計して該当する単位を算定します。月ごとで基本報酬が算定できない日の3日目から 算定し、入院が月をまたぐ場合も同様です。(最大連続3ヶ月間算定可能)
- Ⅱ. かながわシステム(市単独加算)

全国標準システムの請求があって初めて請求することが出来ます。市単独加算については、体験入居中は算定することが出来ません。

・世話人体制確保加算・・・利用者が居住しているホームにおいて支援を行う世話人等 を確保している場合に算定できます。利用者の入院・帰宅等による一時的な不在に際 して日割りの必要はありませんが、入退居時は日割り計算を行ないます。

本体報酬と区分が異なるとエラーとなります。長期入院等で本体報酬がない場合は、 本体利用なしのコードで算定してください。 ・初期加算・・・新設・増設したホームに入居した利用者に対し、1年間算定できます。 最初に入居した利用者が1年未満に退所した場合は、次の利用者が入居した場合算定 は行なえますが、期間の延長はありません。

※ 既存のホームで入居者が入れ替わった場合に算定は出来ません。

例) 6月1日 4人のホームを新設

部屋/月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
Α													_			
	6月12日 6月 19日		計算										6月11日	人 分日額記	<del> </del> 算	
В																
	6月22日 6月9日夕		算			11月12日 11月12日	□ ∃退居 ∃分日額	計算						7月15日 6月21日		定期間なので算定不可
С																
		7月1日2	居		10月10日 10月10日		 計算		2月20日 2月9日分		 算		6月30日	  で一年経 	L過するσ	)で7月以降算定不可
D																
											4月22日 途中		     ければ、4	  月21日ま	で算定す	Į

・夜間体制加算(平成24年4月から新設)・・・

夜間支援体制加算 I を算定している利用者のうち区分 5・6の人に対し、夜間ホームにて支援を行った場合に算定できます。帰宅等ホームに居ない場合は算定できません。

・ 土日等日中支援加算 (平成24年4月から新設)・・・

就労先や日中活動サービス事業所等が開所していない、土日祝日等に区分4以上の利用者がホームで過ごす際に支援を行った場合に算定できます。就労先や日中活動サービス事業所等が休みの場合に対象となる加算のため、通所先等がない場合には算定できません。なお、短時間であっても移動支援等の外出系のサービス利用をした場合は対象外となります。(ホームの職員と近隣を散歩程度であれば、外出を妨げるものではありません)また、病気・本人都合等による支援を要する場合は日中支援加算の算定を行なってください。

日中活動の時間帯  $(9 \sim 1.6$  時程度) の時間帯で、時間が分散していても合計の時間で算定が可能です。

市に提出する実績記録票の備考欄に支援時間を記載してください。

例) 9時~9時半 見守り (30分)

12時~13時 昼食の提供と介助 (1時間)

16時~16時半 見守り (30分) 2時間の算定

例) 10時~12時 移動支援で近隣へ買い物

12時~16時 見守り (4時間) 算定不可

・家賃助成加算(平成24年4月から新設)・・・

加算について、区の決定が必要となるため、支払うべき家賃の記載された利用契約 書や重要事項説明書等を区役所に提出する必要があります。決定がない場合、今後請 求エラーとなります。

生活保護受給中、及び家賃に関する補助金が出ているホームに入居している利用者 については、対象外となります。補助金が出ているホームは、担当課に確認してくだ さい。

利用契約書等に記載された本人が支払うべき家賃から、特定障害者特別給付費を引いた額と加算額を比較し、安価なほうが加算額となります。

例) 家賃額35,000円で非課税世帯場合

35,000円 - 10,000円 < 家賃助成加算上限額

25,000円を算定

例) 家賃額53,000円で課税世帯の場合

53,000円 > 家賃助成加算上限額

27,000円を算定

途中の入退居の場合は日割り計算となります。

例) 家賃額45,000円の非課税世帯で、12月15日入居場合。

45,000円 - 10,000円 > 家賃助成加算上限額

27,000円 × 16日/31日

=13,935円(小数点以下切捨て)を算定

例) 家賃額25,000円の課税世帯で、1月10日入居場合。

25,000円 < 家賃助成加算上限額

25,000 円 × 22 日/31 日

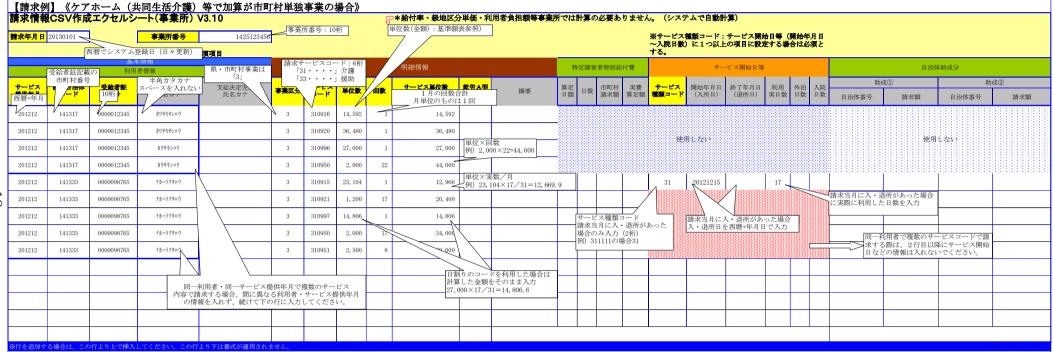
=17,741円(小数点以下切捨て)を算定

#### 請求情報CSV作成エクセルシート(事業所) V3.10 入力方法

- \*事業所の請求については、事業所番号10桁で請求及び支払いをしますのでサービス種類が異なっても事業所番号10桁が同一の場合同一シートで請求します。
- (同一番号でサービス種類別にシートを作成し別々に登録した場合、上書きされ前のデータは、登録されません。) \*地域生活支援事業等の場合、事業所番号10桁(146……)が異なり、システムログインID・パスワードも異なりますので、別にシートを作成します。 \*入力上の注意事項: すべての項目は半角数字・半角カナを使用 (スペースを含む)

入力チェックをすることで最低限のエラーチェックが出来ますので必ずCSV作成前に行ってください。

#### 加算が市単事業等の場合



例) 川崎四郎 : 障害程度区分区分6 非課税世帯 H24.10.01入居 9日外泊 日中支援なし

例) 中原九太郎:障害程度区分5 非課税世帯 H24.12.15入居 外泊0日 日中支援4H以上8日間

\*同一事業所内で利用者が移動した場合は左記に入居していたほうのホームの単価で請求してください。

例) Aホームの入居者がBホームに移動した場合 → Aホームの単価で請求

それぞれのホームの単価を目割計算して請求することは出来ません。

#### 4. 障害者総合支援法について

平成24年6月27日に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が交付され、平成25年4月1日より施行されます。

(一部、平成26年4月1日施行)

#### 主な改良点

①障害者の範囲の見直し(平成25年4月1日実施)

身体・知的・精神の3つに加え、新たに「難病等」(治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病であって、政令に定めるものによる障害の程度が厚生労働 大臣の定める程度である者)が対象となります。

※対象者については、平成25年1月現在、国の厚生科学審議会難病対策委員会等で検討中です。

- ②地域生活支援事業の追加(平成25年4月1日実施)
  - ・障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
  - ・障害者やその家族、地域住民などが自発的に行なう活動への支援
  - ・市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修
  - ・ 意志疎通支援を行う者の育成 (手話奉仕人の養成)
- ③障害程度区分の名称・定期の変更(平成26年4月1日実施)
  - ・「障害支援区分」へ命用を変更
  - ・知的障害、精神障害の特徴の反映
  - ・給付決定のあり方を検討
- ④共同生活介護の共同生活援助への一元化(平成26年4月1日実施) 地域における住まいの選択肢の更なる拡大、事務手続きの簡素化等の観点から、 2つの制度を一元化
- ⑤重度訪問介護の対象者拡大(平成26年4月1日実施) これまで、重度の肢体不自由者のみ対象としていたが、新た重度の指摘障害者 及び精神障害者を加える。

#### 5. 25年度について

共同生活介護・共同生活援助については、平成25年の段階では、大幅な変更は見込まれていません。平成26年4月1日施行により、共同生活援助への統合等が検討されていますが、その内容については平成25年度中に検討委員会が開かれることとなっており、平成25年1月現時点ではどのような検討が行なわれるか不明です。

#### 単価の変更

級地区分について 川崎市は3級、報酬単位についても変更の見込みはありません。 単価については、

共同生活介護 10.85円 → 10.89円 共同生活援助 10.84円 → 10.88円 の見込みです。

#### 用語の改正

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ法律が変更となります。

指定障害福祉サービスを行なうための根拠となる法律が変更となりますので、定款 や運営規定、利用者と交わしている契約書や重要事項説明書等に法律名が記載されて いる場合は修正が必要となります。

事業運営上の書類の確認を行なってください。



## 川崎市障害者自立支援法指定事業者集団指導

## 障害者虐待防止法への対応について ~川崎市での予防と対応のネットワーク化の取り組み~

## 平成25年1月16日、17日 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

#### 平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

#### 平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

#### 平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

#### 平成17年11月

#### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律<br/>成立

附則2項

「高齢者[65歳以下の者]以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

#### 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

#### 第171回通常国会

〇平成21年7月9日: 民主党・社会民主党・国民新党 衆議院に提出

法案名:「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」

〇平成21年7月9日:自由民主党・公明党 衆議院に提出

法案名:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」

〇平成21年7月21日:衆議院解散に伴い廃案

#### 第173回臨時国会

〇平成22年4月27日: 自民党、公明党 衆議院に再提出(継続審議、平成23年6月14日法案撤回)

※みんなの党も提出会派として追加

#### 第177回通常国会

〇平成23年6月14日:衆議院 厚生労働委員会

厚生労働委員長が委員長案を提出

法案名:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」

〇平成23年6月14日:衆議院 本会議 法案を可決(全会一致)

○平成23年6月16日:参議院 厚生労働委員会 法案を可決(全会一致)

〇平成23年6月17日:参議院 本会議 法案を可決(全会一致)

〇平成23年6月24日:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布

## 障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)の成立

#### 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立 及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

平成24 年10 月1 日施行

## 「障害者虐待」の定義

## 障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」**障害者手帳を取得していない場合も含まれる**。18歳未満の者も含まれる。

## 障害者虐待

- (ア)養護者による障害者虐待
- (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (ウ)使用者による障害者虐待

(第2条第2項)

## 虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(第3条)

## ア養護者による障害者虐待

## 養護者

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等 及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者 の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人など が養護者に該当する場合あり。

## イ障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

## 障害者福祉施設従事者等

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、療養介護、生活介護、短 期入所、重度障害者等包括支援、共 同生活介護、自立訓練、就労移行支 援、就労継続支援及び共同生活援助
	<ul><li>・一般相談支援事業及び特定相談支援事業</li><li>・移動支援事業</li><li>・地域活動支援センターを経営する事業</li><li>・福祉ホームを経営する事業</li><li>・厚生労働省令で定める事業</li></ul>	

(障害者虐待防止法第2条第4項)

## ウ使用者による障害者虐待

## 使用者

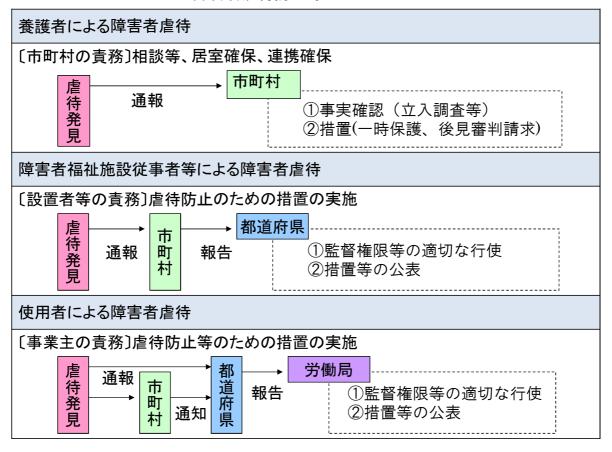
「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

## 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

				カルが記				
				福祉施設				
所在		<障害者自3	立支援法>	<介護保険法>	<児童福	冨祉法>		
場所年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	障害福祉 サービス事業 所 (入所系、日中系、 訪問系、GH等含) む	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児施設 等	相談支援 事業所等	企業	学校 病院 保育所
18歳未	児童虐待	<u>障害者虐待</u>	<u>障害者虐待</u>		改正児童	適用法令なし		
満	防止法	<u>防止法</u>	<u>防止法</u>	_	福祉法	※障害児相談 支援事業・児		
	•被虐待者支援	・適切な権限行使	・適切な権限行		・適切な権限行	童発達支援	<u>障害者虐待</u> 防止法	<u>障害者虐</u> 待防止法
	(都道府県)	都道府県	使		使	等については、 障害者虐待	<u> </u>	<u>1寸的止冱</u>
		市町村	都道府県人		(都道府県)	防止法の省 令で規定する	・適切な権限	·間接的防止
			市町村			ことを検討	行使	措置
18歳以	<u>障害者虐待</u> 防止法			_	【20歳まで】		·(都道府県労 働局)	(施設長)
ー エ 65歳未	<u> </u>					_		
満	·被虐待者支援 (市町村)			特定疾病40歳以 上の若年高齢者				
65歳以	<u>障害者虐待</u> <u>防止法</u> 高齢者虐待			高齢者虐待 防止法	_	_		
	防止法			・適切な権限行使 企 都道府県 \		_		
	·被虐待者支援 (市町村)			市町村				

#### 障害者虐待防止等のスキーム



## 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応。

- ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
- イ 障害者本人の「自覚」は問わない
- ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
- エ 虐待の判断はチームで行う

以下の関係者にそれぞれの責務を規定。

#### ① 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設 従事者等による虐待の防止等のための措置(第15条)

#### ②使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止 等のための措置(第21条)

#### ③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第29条)

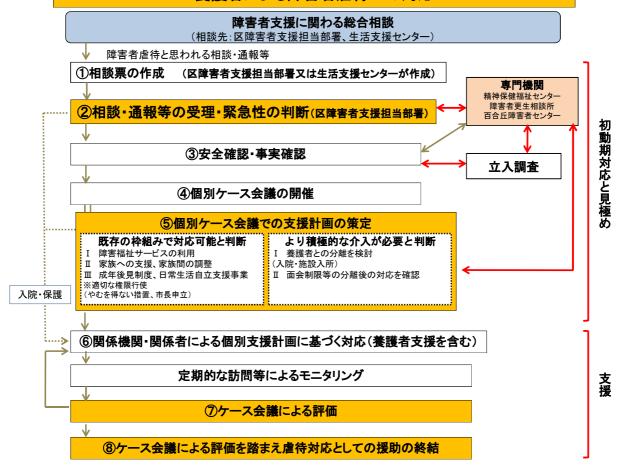
#### 4 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第30条)

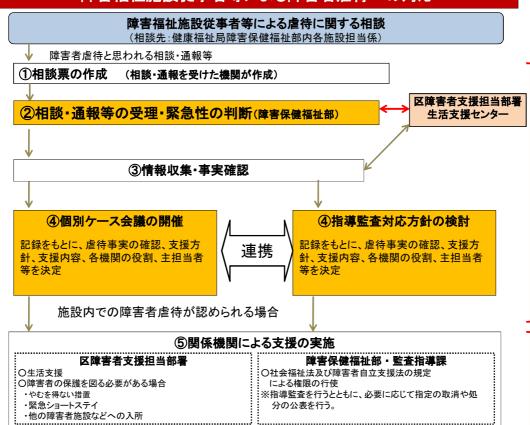
#### ⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第31条)

#### 養護者による障害者虐待への対応



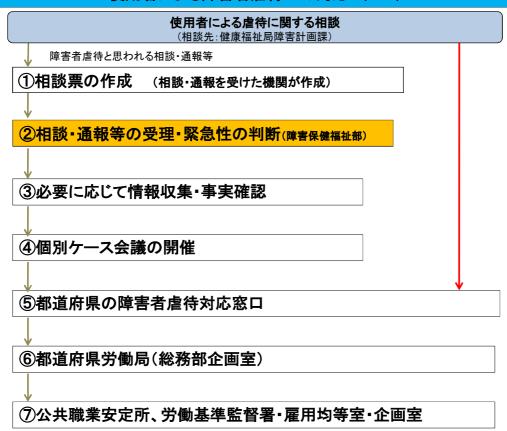
#### 障害福祉施設従事者等による障害者虐待への対応



初動期対応と見極め

支援

#### 使用者による障害者虐待への対応 (P.36)



#### 4 身体拘束に対する考え方

#### (1)基本的考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待。

身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。 やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、 その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

#### (2)身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入 所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や 腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

#### ア やむを得ず身体拘束を行う3要件(P.65)

#### ① 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

#### 3 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

- イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き
  - ① 組織による決定と個別支援計画への記載
    - ・組織として慎重に検討・決定する必要。
    - 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。
    - 個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要。
  - ② 本人・家族への十分な説明
    - 利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要。
  - ③ 必要な事項の記録
    - ・身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録。

#### ウ 身体拘束の問題点

## ① 身体的弊害

- ●関節の拘縮や、筋力の低下といった身体機能の低下、圧迫部位のじょく創の発生などの外部的弊害をもたらす。
- ●食欲の低下、心肺機能の低下や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。

#### ② 精神的弊害

- ●本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え、そして、人間 としての尊厳を侵す。
- ●さらに、看護、介護スタッフも、自らが行うケアに対して誇りが持てなくなり、安易な 拘束が士気の低下を招く。

#### ③ 社会的弊害

●看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりではなく、施設等に対する社会 的不信や偏見を引き起こす恐れがある。

(身体拘束ゼロへの手引き(平成13年3月)より)

## **虐待事案におけるネットワークとは何か?**(一人の行政職員として考えること・・・・)

予防と対応のネットワークのチームづくり

(虐待対応は一人で行うものではない!チームの構成員を増やす)



#### 【そもそも起きない環境】 【早期発見できる環境】

- ・虐待の事実は、早期に発見することが重篤 化を防ぐ。
- ・そのためには、地域の人々も皆、虐待という事案に「No!」と思える気持ちが大切。
- ・虐待者に「No!」と言うまでは、求めない。
- ・ただ、地域の中で、「虐待」は「No!」と言えるような雰囲気づくりは必要。
- ○どこまでいっても、地域の中での意識啓発 は重要。
- ○だから、<mark>虐待は「No!」</mark>と自然に思える ネットワークを大きくしていくことが必要

#### 【逃げずに対応できる環境】

- ・アセスメントはできているか
- ・関係機関とはどのような関 係を構築するのか
- ・自分にない他の力をどう活 用するか
- ・お互いに行っていることは 見えにくい
- ・顔が見えないと互いに信頼 感が持てない
- ○だから、日頃からの顔の見 えるネットワークが必要

## この法律は、 私たちを守ってくれるのですか?

## まとめ

- ・障害者虐待はダメだという理解だけでなく、虐待を起こしてしまうには、何らかの理由があるはず。
- ・その理由に、虐待者と支援者がともに向き合い、虐待が起きないためにはどのようにするべきか、虐待が起きたときの相手の気持ちはどのようなものか考えていくことが大切ではないか。逃げれば、楽にはなるけれども、何も解決されない。時間がかかるとは思うが、逃げずに、辛抱強くじつくりと向き合う気持ちが大切と考える。
- これこそが、虐待を起こさないためのネットワーク (体制)づくりではないか。

#### 障害者虐待防止法相談、通報·届出受付件数(平成 24 年 10 月~12 月分)

1. 専用電話荷電件数 合計 41 件 (養護者 14 件、施設従事者 13 件、使用者 3 件、その他 11 件) (再掲:11 月中件数 合計 14 件 (養護者 1 件、施設従事者 4 件、使用者 2 件、その他 7 件)

#### 2. 虐待通報等・対応状況

	養護者による虐待				施設従事者等による虐待				使用者による虐待			
	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他
通報•届出件数	5	9	5	0	1	10	0	0	1	1	0	0
虐待事案 対応件数	З	8	4	0	1	10	0	0	1	0	0	0
継続事案	2	6	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0
終結事案	1	2	1	0	0	7	0	0	1	1	0	0

#### 3. 虐待種類別状況(延べ件数)

	養護者による虐待				施設従事者等による虐待				使用者による虐待			
	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他
身体的虐待	2	4	3	0	1	6	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0
性的虐待	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
放棄・放任	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0

#### 4. 養護者による虐待(区別)

		相談、		虐待事案	COULCE I	(D) (-)			
	身体	知的	精神	その他	合計	対応件数	継続中	終結	
川崎区	0	1	0	0	1	1	1	0	
大師地区	0	1	0	0	0	1	1	0	
田島地区	0	0	0	0	0	0	0	0	
幸区	0	0	3	0	3	3	3	0	
中原区	თ	2	0	0	5	3	1	2	
高津区	1	0	0	0	1	1	1	0	
宮前区	0	1	1	0	2	1	1	0	
多摩区	0	1	0	0	1	1	1	0	
麻生区	1	3	1	0	5	4	2	2	

※法施行前からの継続案件は除く。